

○菊池委員長 皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから第16回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催いたします。

本日もこれまでと同様、ウェブ会議システムを併用し、ライブ配信により一般公開する形としてございます。

まず、開会に当たりまして、委員の異動及び本日の委員等の出席状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 まず、事務局体制に変更がありましたので、御紹介をさせていただきます。日原社会・援護局長でございます。

○日原社会・援護局長 日原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○火宮成年後見制度利用促進室長 続きまして、山口総務課長でございます。

○山口総務課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 続きまして、金原地域福祉課長でございます。

○金原地域福祉課長 金原です。よろしくお願い致します。

○火宮成年後見制度利用促進室長 また、この間、山野目章夫委員から辞任の申出があり、6月3日付で委員を退任されておりますので、御報告いたします。

続きまして、本日の委員等の出欠状況でございます。参考資料1を御覧ください。御欠席は櫻田委員と野澤委員の2名。また、太田委員の代理として近藤洋豊田市福祉部副部長、また、河野委員の代理として廣池修次宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室長が代理で御出席されております。

代理出席については問題ないということでお認めいただけますでしょうか。

(委員首肯)

○火宮成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

本日の委員の出席状況は以上になります。

○菊池委員長 それでは、早速議事に入らせていただきます。本年度は第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間年度であり、専門家会議は、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされております。

これまでの2年間、進捗が特に重要な施策について、第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループを立ち上げ、定期的に検討状況を検証してまいりました。

本年度は、これらのワーキング・グループの検証結果も踏まえ、年度末に向けて中間検証作業を行っていくこととなります。

第二期計画における中間検証の進め方は、お配りいたしました参考資料11の赤枠のとおりであり、本日は、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透、不正防止の徹底と利用しやすさの調和、任意後見制度の利用促

進について御議論いただきたいと考えてございます。

まずは関係省庁から、厚生労働省、法務省、金融庁の順で、それぞれ5分以内ずつ御報告いただき、委員からの御意見などはその後で一括して行わせていただきます。

なお、限られた時間になりますが、最後に時間が余ると思いますので、フリートークの時間も設けたいと考えてございます。

それでは、まず厚生労働省からお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 それでは、成年後見制度の利用促進に係る厚生労働省の取組状況について御説明いたします。資料1-1になります。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、厚生労働省からは第二期計画の総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透に関する取組状況等について御報告いたします。

4ページ。成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化に関してです。

5ページ。日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域で自立した生活を送れるように支援する事業です。実施主体は都道府県社協・指定都市社協であり、事業の一部を市区町村社協等に委託しております。実利用者数は近年5万6000～7000人の間で推移している状況です。

6ページ。第二期計画の日常生活自立支援事業に関する記載になります。地域によって利用者数にばらつきがある等の指摘を踏まえ、第二期計画では関連諸制度における役割分担の検討方法の周知、後見制度への移行のため、市町村の関係部署間等で対応方針の検討を行う取組等の実施体制の強化、効果的な実施方策の検討やその周知により、どこでも一定水準で利用できる体制を目指すとされております。

7ページ以降は、この第二期計画の取組を進めるために行ってきた調査研究事業になります。担当者が適切な支援の組合せを検討できるよう、本事業の成果である役割分担チェックシート等を周知してきたところです。

また、8～9ページの事業では効果的・効率的な日常生活自立支援事業実施のため、各種様式や契約締結判定ガイドラインの見直し案等の提案がなされておまして、今後、これをどのように現場に反映させていくのか、現在、厚生労働省と全社協で検討しているところでございます。

10ページ。持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施に関して御報告いたします。

11ページ。令和4年度から実施してきましたモデル事業の概要と参加自治体の実績になります。左は、法人後見等の新たな担い手を確保する取組、真ん中は簡易な金銭管理等を通じ、地域生活の意思決定を支援する取組、右側は寄附の活用や、困難事案に関して都道府県等の機能強化を図る取組を想定したものとなっています。

12ページ。モデル事業の取組を広げるために、昨年度モデル事業に特化した研修を実施しており、その実績になります。

13ページ。モデル事業の実践事例を通じて課題の整理、方策検討を行うための調査事業

を実施した概要になります。

自治体からの聞き取りでは、11ページの中央のモデル事業について、金融機関から第三者による預金引き出しについて理解・協力が得られない等の課題、また、左側のモデル事業については、過疎地域では都道府県社協が法人後見を受任し、町村社協と共同して取り組む体制構築が必要、右側のモデル事業については、寄附に関して都道府県が取り組む有用性が理解されにくい等の課題が把握されたところです。

また、モデル事業の取組を通じて、都道府県社協による業務委託型の法人後見の手引案を策定しておりまして、今年度の実践を踏まえて成案とし、法人後見に関するモデル事業を予算事業に移行する予定としております。

16ページ以降では、こうした2年間の取組を踏まえました今後の対応について御報告いたします。権利擁護支援策の取組については、社会福祉法制における対応が期待されていると承知しておりまして、本年6月に立ち上げました地域共生社会の在り方検討会議の検討事項の一つに「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実」を掲げ、来年夏にかけて御議論いただく予定としております。

18ページ。議論の視点（案）として、事務局から「法制審議会における議論等も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について」として、新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方を提示しております。今後は、モデル事業の実施等を通じて把握された課題等も踏まえて、総合的な権利擁護支援策について検討を進めてまいります。

19ページは、第1回地域共生社会検討会議におきまして構成員の皆様からいただきました関係する御意見を掲載しています。

次に、意思決定支援の浸透に関してです。

21ページ。22ページにありますように、分野ごとに意思決定支援に関するガイドラインが作成されていますが、これらのガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方を整理した資料である「LIFE」を令和4年度に作成し、その周知を図っているところです。このLIFEについては、様々な研修等で活用いただいているところです。

23ページ。国が実施している各種研修では意思決定支援の考え方や対応方法を学べる内容としており、意思決定支援の浸透を図っているところです。また、後見人等への意思決定支援研修については、その内容を活用して都道府県自らも研修を実施してもらえるような研修の構成としているところです。

24ページにありますとおり、全国セミナーや都道府県交流会においても意思決定支援の理解を深める機会を設けております。

最後の25ページ。ポータルサイト、ニュースレター等を活用した周知活動・情報発信によっても意思決定支援に関する浸透を図ってきたところでございます。

厚生労働省からは以上になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

次に、法務省からお願いいたします。

○波多野参事官 法務省の波多野でございます。よろしくお願いいたします。

法務省から資料1-2に基づきまして、成年後見制度の利用促進に関する取組について、令和4年4月以降の取組を御説明いたします。

2ページ目に本日説明いたします3つの取組について記載しております。

3ページ目を御覧ください。まず、成年後見制度の見直しに向けた検討状況でございます。法務省は、令和4年6月以降、成年後見制度の在り方に関する研究会に参加し、制度の見直しに向けた検討を行ってまいりました。この研究会では第二期基本計画の内容も踏まえた議論が行われまして、本年2月に報告書の取りまとめがされたところでございます。

その上で、本年2月、法務大臣からその諮問機関である法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、これを受けて、法制審議会民法（成年後見等関係）部会が設置されました。諮問の内容は資料中ほどに記載しておりますが、本年4月に部会による調査・審議が開始されまして、これまでの会議では法定後見制度の見直しに関する検討事項についての一読目の議論や、関係団体等のヒアリングが実施されているというところでございます。本年9月以降は任意後見制度に関する検討事項についての一読目の検討、さらには引き続きヒアリング等を実施するというところを見込んでおります。

4ページ目を御覧いただきたいと思っております。次に、後見制度支援信託・支援預貯金の普及等についてです。資料には金融関係団体を中心とした自主的な勉強会である成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議の検討状況を記載しております。今後も金融機関において具体的な運用の仕組みの検討がされるものと承知しており、法務省も引き続き協力をしてまいります。

5ページ目を御覧ください。次に、成年後見制度の周知・広報についてでございます。第二期基本計画におきまして任意後見制度の利用促進が優先して取り組むべき事項となっていることを踏まえまして、任意後見制度に特化したリーフレットやポスター等の作成・配布等を行っております。

6ページ目を御覧ください。周知活動の更なる強化のため、周知用動画の作成やインターネット広告の実施を行いました。令和5年度の広告掲載期間には、法務省の成年後見に関するホームページへのアクセスが通常の7倍程度になったというところがございます。

以上が第二期基本計画策定以降これまでの周知・広報に関する取組でございます。

7ページ目を御覧ください。今後の取組でございますが、引き続き周知・広報用のリーフレット・パンフレットを作成し、配布する予定でございます。

また、新たな取組としまして、日本FP協会等の各種関連団体等に対し周知・広報への協力依頼を行っております。具体的には、作成したリーフレット等の配布や、当該団体会員向けのホームページにおける情報の掲載、当省ホームページへのリンクの掲載などがございます。予算は限られておりますけれども、引き続き工夫しながら広報活動に取り組んでまいりたいと思っております。

8 ページ目から10ページ目はその際の実際の広報資料でございますので、適宜御覧いただければと思います。

11ページ目を御覧ください。最後に任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保について御説明いたします。令和3年度及び令和4年度の2か年で任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者及び受任者の合計約25万人のうち、任意後見の契約締結後3年半以上経過している委任者及び受任者の合計約18万人を対象に、任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を送付するとともに、任意後見制度の利用状況に関する意識調査を実施しました。

12ページ目を御覧ください。青枠部分が実際に送付した文書の内容でございます。

続いて、13ページ目は調査全体の概要でございます。回収できた調査票が約2万6000、回収率は約14.3%でございます。調査結果から、公証役場での丁寧な説明や関連機関と連携した制度の周知が必要であると考えまして、法務省も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁からお願いいたします。

○大江銀行第一課長 金融庁監督局銀行第一課長の大江と申します。座って失礼します。

成年後見制度利用促進に係る金融庁の取組について御報告をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。

1 ページ目の後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及についてでございます。こちらは毎年3月末時点の導入状況について、全国の預金取扱金融機関に対してアンケート調査を実施しております。現在、令和6年3月末の導入状況に関するアンケート調査を行っているところでございますが、本日は、恐縮ですけれども、令和5年3月末の導入状況について御報告をさせていただきます。

2 ページ目でございます。預金取扱金融機関、全部で1,142機関を対象としてございますが、こちらに対するアンケート調査の結果としまして、令和4年3月末時点では、後見制度支援預貯金または支援信託を導入済みと回答した金融機関の個人の預貯金の残高ベースになりますが、この割合が約69.1%ございましたが、令和5年3月末では70.3%となっております。導入済みの金融機関は引き続き増加をしているところでございます。

なお、令和元年に成年後見制度利用促進基本計画において定められましたKPIですと、令和4年3月末時点でこちらの残高に占める導入済みとした割合が50%となっておりますので、既にこちらのKPIが達成済みという状況でございます。

3 ページ目を御覧ください。左下の図表3のとおり、前回のアンケート調査、5年3月末時点から見て、今後導入を予定していると回答した先が合計36ございました。こちらにつきまして個別に確認してまいりましたところ、今年の5月末時点では7先が導入済みとなっているということでしたので、足元でも少し増えているという状況と理解しております。

す。

4 ページ目に今後の対応方針等を記載しておりますが、今後も金融庁としましては、成年後見制度利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の支援預貯金・信託制度の導入を促してまいりたいと考えております。

続きまして、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する金融機関の取組でございます。

6 ページ目を御覧ください。2021年2月、全国銀行協会のほうで「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を取りまとめております。地方公共団体・社会福祉関係機関等がそれぞれの地域の特性を踏まえ、高齢者支援の仕組みを構築しておられますので、こちらの「考え方」におきましては、銀行が社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、具体的な対応例等について整理をしたものとなっております。

具体的には、真ん中にございますように、自らも地域の一員として地域の関係機関や関係者が集まる協議体等への参加等により、日常的に地域の関係機関や関係者との関係性を強化すること、また、自らも高齢者の見守りを担う一員として社会福祉関係機関等とも協議し、地域における連携の仕組みづくりを進めることといったことが挙げられております。下記に記載しておりますが、財産管理等委任契約及び任意後見契約を結んでいる顧客に関して、顧客本人が意思を表示することが難しい状況であることを把握した場合には、任意後見受任者に対して任意後見監督人選任後に改めて手続をしていただきたい旨を案内しており、その結果として任意後見監督人の選任が申し立てられている、任意後見委任者の意思能力が明確ではないとの情報を得た場合に、任意後見受任者に対して任意後見監督人の選任の申立てを促すことができるよう、研修資料等の充実により、窓口担当者の接客スキルの向上を図っている、公益社団法人と高齢者に関する身元保証や財産管理・任意後見サポートに関する業務提携を行い、同法人への紹介スキームを通じて、顧客に任意後見制度を紹介している、といったような取組が見られております。

金融庁といたしましても、引き続き金融機関における任意後見制度の適切な運用確保に係る対応を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ただいまの報告に対しまして委員の皆様から御意見をお伺いしたいと存じます。恐らく全員の皆様から御意見をいただけるとお思いますので、基本的には五十音順で、まず会場御参加の皆様、そしてオンラインの皆様の順番で、お一人4分以内でお願いしたいと存じます。

最初に、本日途中退席を予定されておられますオンライン参加の瀬戸委員に先に御発言いただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○瀬戸委員 瀬戸でございます。ありがとうございます。

私のほうから、今、御説明を受けて、そのうちの厚労省の部分の意思決定支援の浸透に

ついて私見を述べさせていただきたいと思います。

説明していただきました資料1-1の32、33ページと意思決定支援、様々な分野に対してよく啓発しなければならないということで、事前質問でも青木委員のほうから質問があったと思うのですが、我々医師としては、これをどれほどの研修をしていくおつもりがあるのかと。実はガイドラインの問題は以前からこの委員会に出ていると思いますが、我々医療者にしてみると、このガイドラインが異常に難しくなっている。様々なガイドライン。その中の意思決定支援を我々医師がどのようにして理解して浸透していくかということに苦慮しているということがあります。

せっかくこの中の計画で、「今後方策を検討する」という文言が出てきますけれども、途中でちょっと気になったのは、例えばいろんな研修会、医療関係者向けの研修会、医師向けの認知症対応向上研修とか、歯科医師向け、薬剤師向け、介護支援専門員向けがございますが、その中の研修の一つのスライド、2つではとてもこれはなし得ない。今後きちんとしたもの、具体的なものをもう一つつくっていかないと多分浸透していかなくて、当初から成年後見についての医師の関わり、医療との連携というのは非常に危惧しております、それがうまくいっていないというのは、何ら変わらないままこのまま行ってしまうのは非常に。せっかくの機会ですので、ぜひもう少し具体的につくれる。例えば国がやるのか、都道府県にさせるのか、市町村レベルにするのか。もう少し具体的な計画をつくって指示をされたほうがいいのではないかと考えております。

私からは以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

先ほど申し述べられませんでしたがお一方4分ということですが、4分経過した時点でベルを鳴らしますので、発言をおまとめいただきますようお願いいたします。御質問については、最後に一括して関係省庁から御回答いただきます。ですので、質問の際はどちらに対するご質問かというのを明確にさせていただけると助かります。

それでは、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、成年後見の見直しと総合的な権利擁護支援策の充実に関してでございますが、大きな観点につきましては、前回私のほうが意見書で述べさせていただきましたが、さらに具体的ところで意見を述べたいと思います。

まず、総合的な権利擁護支援策というのは、決して成年後見が見直されるから打ち出されているという関係ではなくて、改めて基本計画の基本的な考え方によれば、これがベースにあって、意思決定を支援とした地域における様々な取組による権利擁護支援策があった上で、必要に応じて成年後見制度を的確に利用していくと。そういう関係性ということと言えますと、やはりここの充実ということが今後の二期計画において重大な、一番大きな課題であろうと考えています。

権利条約との関係でも成年後見の見直しとともに、あらゆる場面における意思決定支援

の仕組みを設置する。ガイドライン等の基準をつくるだけではなくて、仕組みを設置することが強く総括所見でも述べられていることからしても、重要な観点ではないかと思っています。

そういう中で、日常生活自立支援事業につきましては、現場で様々な支援策の検討を続けていますと、待機が非常に多くて、1年後でないと利用できないという声がよく聞かれたり、地域により差があったり、そういうことが非常に大きな課題だと思っていますし、それから対象者が必ずしも必要とする方にフィットしていなかったりすることもありますし、もともと判断能力が不十分な方の支援ということであるにもかかわらず、かなり高い判断能力を求められないと契約に至らないという点も含めて、これからの日常生活自立支援事業の在り方、対象者ということ、こういった権利擁護支援策が求められているニーズに合わせて大きく見直していくことが、今後の2年で非常に求められているのではないかと思います。

また、第一期計画のときに日常生活から成年後見へ移行ということが強調されたこともありまして、移行の面についての様々な努力はされている一方で、的確な役割分担、むしろ日常生活自立支援事業でしっかりと支えるべきところについての取組が必ずしも十分ではないのではないかと懸念しているということがあります。

また、中核機関や市町村が成年後見に関して検討する際に、日常生活自立支援事業との役割分担等を制度的に同じ市町村の中でしっかりと共有するということできていないところも多いようでして、成年後見をする分野と日常生活をつかさどる社協の分野で情報が的確に共有されながら制度構築をするということも十分できていないところもありまして、今後の市町村計画等も含めて、そこをいかに連携して取り組むかという視点が極めて重要ではないかと思っています。

モデル事業につきましては様々な課題がありますけれども、少なくとも2点申し上げたいところがあります。1つは、意思決定支援というところを日常生活の簡易な金銭管理の中にしっかりと入れていくための制度づくりということが非常に重要であって、そのための意思決定支援サポーター等を必ずつくっていくということが大事な観点だろうと思います。

もう一点は、先ほども申し上げましたが、福祉サービスを利用することができるのであれば、こういった各種のモデル事業もしっかり利用できるという契約論の見直しを法的観点からもしっかりと行うことによって、対象者の幅を広げていくということが重要ではないかと思っています。

次に、意思決定支援の検討につきましては、先ほどの御発言もありましたが、私もチーム支援として意思決定支援をしていくということから言うと、介護や障害の現場、地域包括、その他相談支援の現場の意思決定支援に関する研修、取組というのがまだ十分ではないと考えています。弁護士会が企画などをしますと、そこにそういった現場の皆さんの研修、要望がたくさん集まるということは、裏を返せば、それぞれの分野における研修が十

分に行われていないことの裏返しかなとも思っておりまして、ぜひ法定研修も含めて、しかも先ほどおっしゃったようないろんな研修の中の一部ではなくて、これ自体をじっくりと取り組む研修というのを各分野ごとに今後充実させていただくということが、後見人が意思決定支援をしっかりとする意味でも不可欠のものになると思いますので、ぜひそこをお願いしたいと思っています。

時間が参りましたので一旦ここまでで、後のフリートークでさらに追加をさせていただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、今回から席を御移動いただきました新井委員長代理、お願いいたします。

○新井委員長代理 金融庁にお尋ねしたいと思います。銀行法の改正によって銀行の子会社が成年後見分野に参入することができるようになりました。金融と福祉との連携という意味でも注目しています。金融包摂という観点からも重要な取組ではないかと思います。この銀行法改正の目的は一体何なのか、具体的な参入計画などはあるのか等についてお教えいただければ幸いです。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

回答は後ほどお願いいたします。

それでは、太田委員代理の近藤様、お願いします。

○近藤代理 全国市長会から本日の論点に関し、基本計画の記載順に沿って中間検証に係る意見を述べます。

1点目です。成年後見制度の見直しについては、現在法制審議会で検討されている認識です。民法部会第4回会議では、市町村長申立てを含む申立権者がその他の検討事項として審議されたと議事概要から確認できます。この点に関して、現在最も申立ての割合が高い権者は市町村長であります。そこで、法制審議会では市町村の意見をどのように把握されるのか、また、どのように反映させるのか、お考えをお聞かせください。

2点目、市町村長申立ては、身寄りを頼ることができない人に対し、特に本人の判断能力が不十分な場合に適切な支援につなげるための有効な手段の一つだと現場としては考えています。これに関し、基本計画では、地方公共団体の権限を拡充すべきとの指摘も踏まえ、国は権限見直しに向けた検討を行うと示されています。仮に指摘のとおり権限が拡大されるとなれば、市町村としては体制の確保や業務量の増加が見込まれることから、丁寧な議論がされるべきと考えます。そこで、老人福祉法等での市町村の権限について見直しに向けた検討をどのように行うのか、お考えをお聞かせください。

3点目、日常生活自立支援事業については、資料1-1の6ページのとおり、待機者や利用者数など、地域差についての指摘があります。その上で、同事業の実施体制の強化が掲げられていますが、実態としては都道府県社協から市町村社協に割り当てられる財源が

少なく、市町村がやむを得ず財政負担をしている地域も散見されます。本来であれば事業のスキーム上、財源は国と都道府県で確保すべきであります。そこで、同事業の実施体制について適切な議論がなされるよう、参考資料10の数値のほか、予算規模などの地域別の詳細データを明らかにし、検討を進めていただくようお願いします。

4点目、地域共生社会の在り方検討会議において新たな権利擁護支援策の協議が進められているとお伺いしました。この協議の後、市町村が実施に関わる形で事業が新たに創出される場合には、体制や財源の確保を懸念します。市長会としては、同支援策について本会議の第14回及び第15回関連ワーキングにて発言しておりますので、それも踏まえて検討を進めていただくようお願いします。

また、基本計画では、そもそも入院や入所、公営住宅の入居時に身元保証を求める必要がないことの理解を促すとの記載があります。本市など幾つかの市町村では、このような方向性で医療機関や施設等への理解を求める取組などを進めていますが、まだまだ身元保証を求められる現状が多くあります。そこで、国においても身元保証を求める必要がないことの事業者への浸透に改めて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、意思決定支援は広く捉えれば、自分らしく社会に参加するための本人主体の支援であり、地域共生社会に向けた重要な概念です。このため、様々な分野で意思決定支援を浸透させる方向性で取組を継続することが重要です。今後に向けては意思決定支援の地域共生社会の中における重要性も共有できるよう、さらに検討を深めていただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

御質問は、1点目と2点目と2つということによろしいですか。

○近藤代理 はい。

○菊池委員長 分かりました。

それでは、大塚委員、お願いします。

○大塚委員 日本発達障害ネットワークの大塚です。よろしくお願いします。

まず、総合的な権利擁護支援策という観点で、日常生活自立支援事業については成年後見制度の見直しとセットですので、成年後見制度がどのように変わるかによって日常生活自立支援事業も変わってくると考えております。その役割・機能を明確にする必要があると思います。

持続可能な権利擁護支援モデル事業との関係においては、②で簡易な金銭管理などを通じて意思決定支援をするという取組がなされています。簡易な金銭管理については、日常生活自立支援事業の日常的な金銭サービスと共通なものであります。金銭管理というもののサービスというか、体制を構築することが必要かと思っています。社協の主体というものを減らしていくのか。そして日常的な金銭管理サービスは民間事業者任せにいくのか。そういう方向性もあるかもしれません。あるいは監督支援団体として社協が残ると。どちら

にしても意思決定支援を中心に日常生活自立支援事業も組替えをする必要があるかと考えております。

2番目に、総合的な権利擁護支援策、地域における権利擁護支援体制の中においては権利擁護支援の地域連携ネットワークが非常に重要だと思っています。ただ、地域連携ネットワークをどのようにつくるかというのは、始まったばかりなので、これからの課題があると思っています。例えば障害分野において、基幹相談支援センターの相談支援専門員がこの地域連携ネットワークに入っていくのはなかなか困難があると思っています。例えば相談支援専門員が社会福祉士会に属して法人後見をしているということであれば、地域連携ネットワークに入るのも簡単だし、いろいろな人とのネットワークもつくりやすいということでもありますけれども、多くの相談支援専門員にとってはこの地域連携ネットワークに入っていくのは困難だと。逆に言えば、今後の基幹相談支援センターのその機能としては、地域連携ネットワークに入れるような権利擁護支援システムにたけた、そういう人たちの基幹相談支援センターであるべきと考えています。

また、総合的な相談支援体制という考え方の下においては、後見制度であるかどうか、そのことが多いわけですが、虐待あるいは虐待防止が入っていないというのは少々残念な気持ちがあります。多分虐待が高齢や障害、あるいは児童のそれぞれの法律に基づいて施行されたので、それぞれの分野で完結しているということがあるかもしれませんが、今回は虐待を含めた権利擁護支援体制ということで全体をまとめていく必要があるのではないか。そうすると、より強力な、地域に密着した利用者中心の支援になっていくかと思えます。

最後に意思決定支援であります。医療、高齢、障害というようにそれぞれの分野を背景に意思決定支援ガイドラインができております。これはこれで大切であると思えますけれども、それをいろいろ整理しながら、いろいろ研修に使っていると。ただ、今の権利擁護支援体制の中の意思決定支援というのは、研修のシステムも含めて、ほかのシステムより一歩先を行っているというような感もあります。

そういう観点から言いますと、権利擁護支援に相応した共通の意思決定支援ガイドラインというものをつくることによって、全部のものの基礎になるもの、あるいは全体を包含するものとしての意思決定支援の仕組み、ガイドラインが必要かと思っています。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、上山委員、お願いします。

○上山委員 2点発言したいと思えます。

1つは、今、大塚委員のほうから最後に御指摘があったガイドラインについて、さらに整理というか、意思決定支援という概念の一般的な考え方を示すような形での取組が望ましいのではないかという点について、私も同じ考えを持っています。

2点目ですけれども、これは金融庁に質問という形になるかどうか分かりませんが

も、これから認知症のあるお年寄りの数がさらに増えていく中で、非常に大きな一般的な社会的ニーズとして最も中心に来るものの一つが、日常生活に必要な範囲での預貯金の取扱い・管理であり、これについて支援をどういうふうに充実させていくかということが重要な課題だろうと考えています。現在の手段としては、もちろん法定後見、それから喫緊の課題として従前から指摘されている任意後見契約のさらなる利用促進・拡充ということが重要かと思えます。さらには日常生活自立支援事業の拡充であったり、あるいは現在厚労省のほうで取り組んでいらっしゃる権利擁護支援のモデル事業についてのさらなる展開も期待されます。このように幾つかの手段が既にあるわけですが、恐らく500万とか600万というレベルで潜在的なニーズがあるだろうと想像しますので、もしそうだとすると、今、挙げた現在の取組だけで果たして十全なカバーができるのかという点については議論の余地があるのかなと考えています。

要は、日常生活に関する普通預金口座についての一般的な出し入れみたいなことに焦点を当てた場合に、恐らく多くの一般的な利用者の感覚からすると、それをそれこそ法定後見のような重い仕組みで全部動かさなければいけないということになると、是非はともかくとして、コスパが悪いなということで、なかなかそちらに乗ってきづらいという側面が現実問題としてはあるのだろうと考えています。

そうすると、2021年だったかに全銀協のほうで既に一定の指針は示されていますけれども、任意代理をベースとした代理人届のような仕組みについて、ある程度信頼性の高い形として運用できるような枠組みを考えていくことができないかと考えています。もちろん、今日お示しいただいたように任意後見の利用に進んでいくということが本筋であるということは大前提にした上で、なお、もう一つ、より簡易な形の任意代理ベースで、しかし、十分な権利擁護が図れるような取組を考えていく必要はないのかと。これは法律をつくるというよりは、ガイドライン的な、あるいはモデル約款的なソフトローの次元での対応というのが現実的かなと思うのですけれども、そうした取組を2021年の指針を超えて、さらに金融庁のほうでも何かお考えの点があるかどうか、もしあれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

御意見ということでもありましたが、御質問でもあるということで、後ほどお願いいたします。

それでは、住田委員、お願いします。

○住田委員 私からも3点意見を申し上げます。

1点目、任意後見制度の普及についてです。周知・広報については、市町村や公証役場において高い実施率となっていますが、令和5年12月時点での成年後見制度の利用者総数24万9484件に対して、発効済み任意後見制度は2,773件。全体の1.1%でしかありません。新規契約件数も過去5年間を比較しても1万4000件～1万6000件を推移しており、2,000

件程度しか増加しておりません。

これらの広報の一環として、昨年までの数年間、K-ねっと全国セミナーでは任意後見をテーマに開催しましたが、毎年定員を超える応募がありました。主には包括支援センターや中核機関の職員など関係団体からの参加が多く、実際の相談対応のための制度知識が業務上必要と思われれます。そのため、ケアマネジャーや地域包括向けの必須の職員研修を見直し、法定後見制度と併せて任意後見制度についてもしっかりと学ぶことができるよう検討していただけないでしょうか。任意後見制度は、身寄りのない高齢者への支援において有効な手段ともなり得ます。高齢者等サポート事業との比較なども含め、メリット、デメリット、リスクについての知識や監督人選任のタイミングを福祉関係者が見極める力を研修で培っていただきたいと思います。

また、任意後見受任者の約7割が親族であることから、監督人が必要なケースにおいて、資力が乏しい場合には、任意監督人報酬についても成年後見制度利用支援事業の運用が可能となるよう、市町村の財源確保のための検討もお願いしたいと思います。

2点目は日自利用の拡大についてです。全国での日自の利用は5.1万件から5.6万件と7年間で4,500件程度しか利用が伸びておらず、低迷している課題の一つとして、赤字部分を社協の自主財源に頼ることはこれ以上難しいため、財源確保のための検討をお願いしたい。特にモデル事業が広く自治体に普及するためには時間を要するため、既に全国で実施されています本事業の見直しや推進は喫緊の課題と考えます。

また、日常生活自立支援事業実施体制の強化策として令和4年、令和5年の研究事業の報告や成果物の早期の公表を望みます。

3点目、日自や成年後見制度などの柔軟な利用についてです。実際の運用場面においては、軽度の知的障害の方、あるいは精神障害の方が債務などの課題に対応するため、補助の審判を受けてそれらの課題を解決した後、本人と支援チームで制度利用の終了を検討し、補助取消しの審判請求を行い、認められた後、日常生活自立支援事業へ移行することがあります。しかし、本人がその後、日自の解約をして、再び多額の債務を抱えて再度制度利用の検討をする場合もあります。この間チーム支援は継続していても、軽度の障害のある方の中には、SNSなどの利用により様々なコミュニティーへの積極的な参加をきっかけにもうけ話などに容易にだまされやすいということもあります。このような場合に、取消権による失敗の補償をどの程度いつまで行っていくのか。補助を使った場合の再度の出口支援を一緒に検討することが必要となります。

また、日自の出口としての総合的な権利擁護支援策の利用を検討していくことも、本人にとってより制限の少ない方法と思われれますが、これらのツールを柔軟に利用できる地域の支援体制の整備について、今後の民法改正や社会福祉法の改正の中で検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実について、中村より2つ発言をさせていただきたいと思います。

1つ目は日常生活自立支援事業についてですが、社会福祉協議会における権利擁護支援の取組は、日常生活自立支援事業、そして法人後見や身寄りのいない高齢者等に対する入院・入所時の支援、そして死後の事務の事業など、本人に寄り添い意思決定を支援し、地域の実情に即した取組として進めてきており、第一次計画の見直しにおいても一定の評価を得たところです。

一方で、第二期計画の策定時に日常生活自立支援事業の実施体制の脆弱性や体制強化の必要性について複数の委員から指摘がされ、第二期計画において日常生活自立支援事業は、地域によって待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることなどを踏まえて、地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指すということと、実施体制の強化を行うことが示されましたが、現在でも国庫補助の算定基準を下回っている県が、47都道府県のうち19か所と40%に上っており、市町村社協が自主財源を持ち出して専門員の人件費を賄っている状況が続いています。高齢者や障害者に限らず、身寄りがなかったり、家族の支援が得られない人が増加する中で、権利擁護支援と生活を支える本事業は重要な事業があり、今後も持続可能な事業にしていくためには、本事業の役割や達成度との関係等を改めて検討していただいて、それに併せて財源確保も含めた抜本的な体制強化をする必要があると考えています。

また、事業の効果的な実施に向けた環境整備も重要で、第二期計画策定以降、関連諸制度との役割分担の推進や、契約締結までの時間短縮、そして専門員の業務の効率化に向けた調査研究が行われていますが、その結果を踏まえた運用改善については、現場の意見を十分聞き、効率化とともに利用者の支援の向上につながるよう進めていただきたい。

そしてまた、昨今ではキャッシュレスに対応した支援の在り方の検討や、業務システムの導入も必要と考えています。

そのほか、生活保護受給者が契約の約4割に上る中、ケースワーカーとの連携や役割分担が重要ですが、その中には本事業を利用することを生活保護受給の条件としたり、過度な支出管理・抑制を本事業に求めるなどの問題もあります。各社協においても福祉事務所等との協議を進めていますが、本事業の適切な利用やケースワーカーとの連携について、国から通知を出すなどの後押しをしていただきたいと考えています。

2つ目は総合的な権利擁護支援策についてですが、権利擁護支援を必要とする方が増える中で、既存の制度やサービスだけでは対応が難しかったり、つながらない人もいるのが現状ですので、総合的な権利擁護支援策の充実は不可欠で、今回進めている持続可能な権利擁護モデル事業の取組は、人、物、金と意思決定支援をポイントとして地域の実情に合わせた多様なモデル事業の展開がされており、今後の制度、仕組みとして展開されることを期待しています。

しかし、成年後見制度、日常生活自立支援事業、新たな支援策の3つが人、物、金を漬し合わない仕組み、どのまちにおいても安定した事業運営が実施できるように、財源の確保と都道府県のサポート体制をお願いいたします。

多様な担い手については、民間参入促進だけではリスクがありますので、チェック機能の整備に併せて進めていくことが重要で、新たな担い手として社会福祉法人、NPO、民間というように段階的な拡大を進めて、チェック機能の強化を併せて整備するということが大切だと考えています。

最後に、権利擁護と日常生活支援を担って日常生活自立支援事業を行っている社協として、福祉の支援と法律の支援を一体的にした福祉後見として、住民に身近な地域福祉の推進を住民とともに進めている社会福祉法人の公益的な役割として、法人後見を積極的に取り組む必要があると考えていますが、これにつきましては安定的な法人後見の体制整備をする上から、財政的な基盤整備についても引き続き御検討をお願いしたいと思います。

ちょっと時間が超過しましたが、私からの発言は以上とさせていただきます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

永田委員、お願いします。

○永田委員 今日声が出なくてお聞き苦しいかもしれませんが、御容赦ください。

私のほうからは、中間検証に向けて総合的な権利擁護支援策と日常生活自立支援事業について意見を申し上げます。成年後見制度の改革の方向性を踏まえれば、当然地域において本人を支える権利擁護支援チームの形成や権利擁護支援の充実に加え、司法との連携強化が不可欠になります。青木委員もおっしゃったように、意思決定支援の観点からも成年後見制度の見直しの観点からも重要になります。第二期の利用促進基本計画では、総合的な権利擁護支援策について、日自の実施体制の強化に加え、新たなモデル事業の取組が進められてきているところです。

また、これまで本会議のワーキング等でこうした課題や成果についても既に検討が鋭意進められてきています。こうしたことを踏まえると、モデル事業の成果を踏まえた日自の拡充・見直し及び総合的な権利擁護支援策の拡充の具体化を検討すべきではないかと考えています。日常生活自立支援事業の現状や課題については、既に多くの委員の皆様が指摘をされているところですが、こうした課題を踏まえて、特に実施主体や財源についてどのように考えるのか。この事業を拡大していく方向性なのか。モデル事業と融合してモデルチェンジしていくのか。また、別な事業として並立していくのか。こういった具体的な改革の工程の方向性を中間検証で協議して、その上で、先ほど御紹介いただいた地域共生の在り方検討会議において社会福祉法での位置づけを検討していくべきだと考えています。あちらでやるのでいいということではなくて、きちんとこちらでの議論の蓄積とリンクした上で、屋上屋にならないように協議が進められることを願っています。

また、特に市民の参加を強調するという観点から、モデル事業の意思決定支持者、フォロワーと呼ばれているような方々の役割に注目しています。いわゆるモデル事業で言う赤、

青、緑の3点セットで事業化できるかどうかは別として、専門職としてではなくて、市民として本人の意思決定支援に寄り添う、そういった市民の方の役割をどのように考えるのか。日常生活自立支援事業の生活支援員、市民後見人、また類似の介護サービス相談員のような事業も参照しながら、権利擁護支援における市民の役割についても中間検証で取り上げ、また、社会福祉法の改正においてもこうした観点が反映されることを願っています。

既に触れたように、本会議で議論したことの重要な幾つかの点が社会福祉法の改正に向けた先ほどの検討会議で取り上げられることになっています。具体的な法改正に向けた検討は当該検討会議がふさわしい場であると考えていますが、本会議で検討してきたことの蓄積がそこでの議論にしっかりと反映されるように、生かされるように私も努力したいと思っておりますけれども、そのような一体的な運用面での確保ということに御留意をいただきたいと思っています。

私からの意見は以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

西川委員、お願いします。

○西川委員 私から2点意見を述べさせていただきます。1点目は質問も含まれております。

1点目です。第2回と第3回の総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループにおける持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗についての報告において、重点支援自治体から「金融機関から第三者による預金引き出しについて理解・協力が得られない」という声が聞かれました。これを受けてワーキング・グループでは、私を含む複数の委員から金融機関への協力要請の必要性ということを指摘させていただいておりますし、主査からも金融機関の実務における課題を明らかにして、それを解消する作業をしなければならないという指摘がされておりました。にもかかわらず、金融機関なりその団体に対して特段の要請活動が行われていないと思われまます。このモデル事業に関してだけでなく、そもそも二期計画では「各種手続における後見事務の円滑化等」という項目の中で、市町村の窓口、金融機関の窓口について支障が生じているという指摘、その改善が必要だという指摘がされております。市町村の窓口での支障については、この2、3年の間随分改善されたなどという実感がありますが、金融機関の窓口での支障についてはそういった実感があまりありません。これは数値で示せるものではないのですが、実務上、そのように感じています。

金融機関に関して言いますと、先ほど上山委員からも指摘があった代理人届という仕組みも、金融機関ごとというよりも、担当者ごとに扱いがまちまちで、使えていない。どんな場合にも成年後見制度を使うのが正しいとは思いませんけれども、しかし、代理人届がどこまで使えるのかということが全く予測できないということも実務の支障になっていきます。

こういったことについて、本来であればこの専門家会議のワーキング・グループを集中的に開催して検討していただきたいところではあるのですが、モデル事業については地域

共生社会の在り方検討会議で議論するというふうに聞いております。具体的にこれだけの大きな課題を、どんな形で地域共生社会の在り方検討会議において検討する予定なのか、そしてこの専門家会議とどう連携を図るのかということが少し分かりにくいと思いますので、御説明いただければと思います。これが1点目です。

2点目です。金融庁の資料の6ページ目に文言として「身元保証に関する業務提携を行い」という表現がありまして、こういった表現が独り歩きしてしまうことをすごく危惧しております。というのは、ここでの「業務提携」は、実際には日常生活支援や死後事務に関する業務提携なのではないかと思えます。日常生活支援というのは、入院・入所の手続の支援であったり、簡易な金銭管理であったり、これらは判断能力が不十分であることにより必要となることもあるかもしれませんが、身寄りがないことによって必要とされるということもあるように思えます。

こういったことは確かに必要で、これらのニーズは、現状では全部成年後見制度が担うような流れになっているからちょっとおかしくなっているという部分があると思えます。成年後見制度だけでなく、日常生活支援や死後事務に関する事業を充実させること自体はいい方向性なのですが、これを一くくりに身元保証と言ってしまうと大きな誤解が生じる。身元保証というのは実態がよく分からないものなので、問題があると思えます。ですから、日常生活支援、もう少し細かく言ってもいいのですけれども、あるいは死後事務、これらも問題なしとはしませんが、きちんとどんな支援が必要なのかということを明確にした上で、それを成年後見制度と並ぶ権利擁護支援のツールとして位置づけるという方向が期待されているのではないかと思います。日常生活自立支援事業の拡充、実施体制の強化はもちろん必要なのですが、総合的な権利擁護支援策の充実は、それだけで済むものではないと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

御質問に対しては、事務局なのか、金融庁なのか、後で調整してお答えいただきたいと思えます。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員 3点ほど意見を申し上げたいと思えます。

一番最初が資料1-1、6ページ中ほどの囲みにあります。「地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあること」云々とあります。既に中村委員から御指摘がありましたとおり、なおかつ令和4年、令和5年の調査研究事業等が示されていますが、こういった調査に関して、実態を調査するような結果とか、あるいは公表の手法というのは、設計する委員の皆さんたちの専門性が非常に大きく出ていて、私たちにはなかなか分からないというところもありますので、こういうところは納得できるような丁寧な説明がいただければありがたいと思っています。

もう一つは、今、西川委員から御意見もございました。それから上山先生からも金融庁のほうに御質問がありました。やはり権利擁護支援モデル事業で行政側、重点取組のとこ

ろで、金融機関からの協力は得られないということが書かれておりました。市町村行政が関わっていることを金融機関に説明しているにもかかわらず、第三者の支援で本人の預金を引き出すことについてなかなか協力が得られないと。この辺りについては、それぞれの先生方の御意見について御回答をお待ちしたいと思います。

もう一点です。資料1-1の17ページの「身寄りのない高齢者等が抱える」あるいは「身寄りのない高齢者を地域で支える」といったことが書かれています。これに関して当事者の立場から述べさせていただくと、介護を余儀なくされた方々には高齢者や情報弱者、あるいは生活弱者といった方が多くおられると推測されます。こうした困難を抱えている方々が多くおられることは、当会の電話相談の件数が年間2万件近いということからも推しはかれるところでございます。

さらには、どこに相談すればいいかさえも分からないまま社会から孤立し、困難を抱え込んだ方が陥ってしまう悲しい出来事、虐待等の案件は、認知症の母数の増加とともに年々増え続けてもおります。このことから、介護を取り巻く現場の実情は必ずしも様々なデータに現れているものばかりではなく、ましてや介護のありようが多様化する中、今まさに求められているのが持続可能な権利擁護支援の地域ネットワーク、さらには目指すところの地域共生社会の実現へとつながっているのだと痛感しております。認知症基本法で言うところの「新しい認知症観」とはそのような実態、あるいは課題を解決する第一歩ということではないでしょうか。

また、今秋をめどに基本計画が策定されるようですが、その素案には「身寄りのない高齢者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、事業者の適正な事業運営を確保するとともに、事業の健全な発展を推進する」という記載があります。この表記も大変気になるところです。認知症に関しての偏見や誤解がいまだに社会には古い認知症観として根づいているのであって、認知症の人への正しい理解が社会に浸透するまで、認知症の人やその家族が抱える生きづらさは容易には解決されないでしょう。だからこそ民法改正を踏まえ、法定後見に至るまで、あるいは新たな法定後見制度へと改正されたとしても、利用の狭間にある方々への権利擁護支援こそが喫緊の課題として挙げられているのであって、これはごく一部の人に限られた事案では決してないことを申し添えたいと思います。

以上になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 社会福祉士会の星野です。

今回意見を出させていただいているのですが、私のほうからも2点意見を述べたいと思っております。

1点目は、厚生労働省のほうから御説明がありました総合的な権利擁護支援策の充実に関する取組についてのところですが、今回参考資料10をお示しいただいて、日常生活自立支援事業の実利用人数と問合せ相談件数にかなりの開きがあることが分かり、この中に待機

者と言われる方だけではないと思いますが、日自を使いたいと思いつながらなかなか使えていない実情というのがはっきり出てきていると思います。この中味の分析があつて初めて新たな総合的な権利擁護事業の中に、今までも御意見が出ていましたとおり、どのように組み込むのか。日常生活自立支援事業の見直しだけを行うのではないというところを意見として伝えておきたいと思つております。

私が関わっている地域では、待機者というか、契約をする前の支援を相当行つている実態があります。多分それがいわゆる市町村が独自で予算を取つているところだと思つます。こういったところがなかなか顕在化されていないので、こういう実情も踏まえて日常生活自立支援事業の見直しというのはしっかりやるべきというところがあります。

モデル事業についても、意見書にも書きましたが、令和4年度、令和5年度に行われたモデル事業の分析、課題、これからの方向性をきちんと全国の市町村、都道府県、専門職もそうですし、関わるであろう事業所に、分かりやすくどのような方向性で示していくのかという通知をぜひ出していただきたい。これらを強く希望いたします。

2点目になります。地域共生社会の在り方検討会議のお話がずっと出てきております。そこではかなり広い範囲、本当に全世代型の様々な論点から議論されていて、とても期待しているところです。権利擁護のところは、第二期基本計画を策定する前に、この専門家会議の中で話し合つている権利擁護支援とは、成年後見制度ありきではもちろんないし、日常生活自立支援事業だけでももちろんないし、意思決定支援の重要性がずっと強調されてきていますけれども、全ての方に対して権利擁護支援の必要が生じたときにその実現が叶うための求められる体制をつくつていこう。そういうところから第二期基本計画が出来上がったと認識しております。

今、この中間検証というところに来ているわけですが、地域共生社会の在り方検討会議の中で権利擁護支援というところが、そういった特別な人のための特別な状態における支援ではないというふうに話し合われるということは非常に理解しておりますし、そのように期待をしておりますが、ただ、権利擁護支援と言うと、どうしても特別な状態像の方における特別な支援というふうに、福祉関係者もそのように捉える方がまだまだ多いので、ぜひそこはそういうことではないと。この専門家会議で積み上げてきた課題といったものがしっかりと伝わるような、そういう仕組みをつくつていただきたいと思つています。

これも経験談で恐縮ですけれども、私自身が重層的な支援の検討会議に呼ばれることが増えている中で、権利擁護支援の中の意思決定支援の考え方の共通ベースが持てているか。これはとても大きなポイントだと思つております。何人もの委員の方から出ました意思決定支援の捉え方というところを共通に持てるような、それからこの専門家会議というのが今年度もあるわけですが、この会議において何ができるのかということも前向きな議論として検討すべきではないかと思つております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

水島委員、お願いします。

○水島委員 では、3点発言をさせていただきます。

1点目は意思決定支援の浸透についてです。先ほど大塚委員、上山委員から、共通の意思決定支援ガイドラインをつくることも必要なのではないかというお話もございました。

ガイドラインは元々存在するそれぞれの法律を根拠としながら、それに沿って発出される性質のものであることから、現状では様々なガイドラインが出ている状態でございます。各ガイドラインの概念に根差した取組を全ての国民が共通認識を持って動いていくためには、さらに上位概念として、それこそ基本法としての意思決定支援法といったことも含めて考えられるべきではないでしょうか。

また、本日は「意思決定支援」というキーワードが非常に多く出されておりますが、改めて意思決定支援とは何なのかを問うていかなければならないと感じております。つまり、意思決定支援という言葉は、一見すると「意思決定」だけに支援が向けられているかのような印象があり、そうすると、結局のところ、本人自身の心の内の探求から始まるというよりは、意思決定をしてもらわなければならないという周りの都合から始まる、そのようなものとして意思決定支援が狭く捉えられてしまうことがあります。そもそも意思決定支援の究極の目標は、意思決定そのものにあるというよりは、その先にある本人のチョイス・アンド・コントロール、すなわち自己選択と主導権を保障することにあると考えます。このように意思決定支援は障害者権利条約及び障害の社会モデルの考え方にも通ずるものであり、これから権利擁護支援を国として推進していく上でも、意思決定支援そのものの捉え方を見誤ってはいけなと考えております。

2点目は、持続可能な権利擁護支援モデル事業についてです。こちらについて、金融庁の関係の協力が不可欠だということは委員の皆さんが既におっしゃっていたので、私からは、現在動いている持続可能な権利擁護支援モデルの事業取組の参考資料9に基づいて、現状の課題等を整理しておきたいと存じます。

例えば、意思決定サポーターについて、サポーターの資質向上が課題であるという藤沢市のご意見、それから意思決定サポーターの活動のみでの支援は困難という長野市のご意見、「おもいのみまもり」に関してどのように活動して良いのか不安を感じているという八尾市のご意見、このようなご意見が挙がってきています。こちらについても意思決定支援をどのように捉えるのかを意識するとともに、サポーターが何を目指しているのかを整理し、サポーターを支える仕組みを強化していく必要があるだろうと思われま。

意思決定サポーターが目指していくものとしては、これは以前永田委員からも意見があったと思いますが、意思決定支援の充実及び関係性の濫用に対する牽制、この2点をしっかりと確保していくために市民目線、当事者目線から取り組んでいくことが重要です。この点からすると、意思決定サポーターは、いわゆる一般的な支援者とは異なる立場、すなわち支持者・フォロワーという立場、あえて言えば本人の立ち位置に100%立つアドボケイトとしての役割、機能をしっかりと担っていくことが重要であろうと考えます。もちろん、

すべての市民が専門性のあるアドボケイトというわけではなく、実践の中で悩みも当然に生じまし、フォロワーとしての立ち位置もぶれそうになることもあります。だからこそ、フォロワーをしっかりと伴走しながら支えていける仕組み、例えば豊田市であれば権利擁護支援専門員のうち意思決定支援を担当する独立アドボケイトが、定期的に意思決定サポーターに対する定期面談等を通じて、伴走的なサポートを提供していますが、このようなフォロワーを支える仕組みが極めて重要です。

意思決定サポーターについては、なかなか取組みのハードルが高いのでは、というご意見も当初ございましたが、この点については、意思決定支援の取組みはサポーター任せであってはならない、ということに改めて強調しておきたいと存じます。つまり、本来、意思決定支援を担うべき人たちが、自分たちにはできないのでサポーターに代わりに意思決定支援をやってもらおうとする、そのようなことがサポーターの役割ではないということです。むしろ、本人と一緒に声を上げていくことによって、周りの人たちが意思決定支援に取り組んでいくためのきっかけづくりをしていく、いわば意思決定支援のスイッチをあちらこちらで押していくことによって様々な人たちによる意思決定支援の動きをさらに加速させていく。このような役割、機能が意思決定サポーターやフォロワーにはあり、そのような存在自体が、個別のチームや地域全体の意思決定支援の推進、浸透において重要であるということに、改めて認識すべきであろうと考えます。

時間になっておりますので、改めてフリーディスカッションのときに少し補足して御説明させていただきます。

以上です。

○菊池委員長 御協力ありがとうございます。

それでは、馬渡委員、お願いします。

○馬渡委員 私のほうから大きく2点申し上げます。

まず、1点目が司法と福祉の連携の観点からの意見でございます。本日厚生労働省から日常生活自立支援事業や意思決定支援についての御報告がございました。裁判所としましても、関係機関との連携を深めるためにはまずは相互理解が必要と思っております。現在、各家裁では例えば社会福祉協議会から日自についての講義を受けたり、また、自治体主催の意思決定支援研修にオブザーバー参加したりするといった取組が各地で進められておりますし、厚生労働省主催の都道府県交流会には多くの裁判所がオブとして参加しております。そのような場で得た知識や情報を裁判所内で還元して広く共有するといった取組も行われております。このように各家裁では理解を深めていこうと考えておまして、家庭局としてもそれを後押ししているというところでございます。

また、連携のためには相互理解とともに、福祉・行政等と家庭裁判所との役割分担もしっかり検討していく必要があると考えておまして、福祉・行政等による「支援」機能、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能がかみ合った形で連携して、それを通じて地域における課題を少しずつ解消していくための息の長い取組が必要だと考えられ

ます。それぞれの機関にはそれぞれの役割があり、家庭裁判所としても、司法機関として法律上やるべきことがあるわけですが、それぞれが果たすべき役割について相互に理解を深めて、その役割・機能を十分に発揮することを基盤として、適切に連携していくことが御本人の権利擁護を実現するためのよりよい枠組みを構築するために必要なことだと改めて考えた次第でございます。

もう一点、成年後見制度の改正に向けた話を踏まえてお話させていただきます。先ほど法務省からも御紹介があったように、法制審において、民法改正の議論が続いておりますが、第二期計画でも指摘されておりますとおり、成年後見制度以外の支援策による対応可能性も踏まえて、本人にとって適切な時期に必要な範囲、期間で利用できるようにするため、端的に言えば「終われる後見」にしていくためには、判断能力が不十分な方の預貯金を含めた財産管理をどのように支援していくかということが極めて重要であると考えております。

そういった意味で、日自や権利擁護支援モデル事業等についてさらなる検討がされ、また広く実践されていくことが重要であると考えておりますし、これにとどまらず、さらなる検討が進められることが重要ではないかと考えておまして、裁判所としてもそのような動向を注視しています。いずれにしましても、御本人を中心とした仕組みとしていくために、裁判所を含めた社会全体として何をしていくべきかという点を意識した上で、裁判所としてもさらなる取組につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 学習院大学の山下と申します。

馬渡委員からもありましたように、今、法務省では成年後見制度の制度改正案の議論が進んでいると思います。民法を研究する立場からしますと、制度改正をするときに、どのような前提で議論ができるかということ自体が非常に重要でございまして、法定後見の制度を謙抑的に利用するという方針、それ自体は誰もいいことと考えていると思うのですが、法定後見の保護がない人たちが代わりにどのような保護を受けられるのかということについての共通認識がないと、議論が深まっていかないということを感じております。

その意味では、日常生活自立支援事業が非常に重要なわけで、今日説明もございましたが、地域格差を解消するために、地域を問わず一定水準で同事業を利用できるような体制を目指すということが絶対に必要と考えます。これがないと法定後見を謙抑的に利用しましょうという思い切ったことは言えないので、この点についての進展を期待しているというものでございます。

それとともに、今日繰り返し多くの委員から出てきました意思決定支援についても、法定後見制度や任意後見制度など成年後見制度を見直すときに、どのような形で意思決定支援がなされるのかということについての共通のイメージというものがなく、簡単に法定

代理といった仕組みに代わる制度を導入すべきだということは、民法を研究する立場からはなかなか言いにくいという部分がございます。

意思決定支援というものについて、より具体的な議論の深まりというものが必要だということとともに、先ほど水島委員からもございましたように、誰かが代わりに意思決定をするというのとは異なる、本人の意思をみんなで議論しながら見出していくというようなことは、今まで民法の研究者の中で十分に議論されてきたものではないので、これをどうやって分かりやすく説明していくかが重要です。もちろん、世間一般にも説明が必要なのですが、民法学者であっても十分に分からない部分のあるところではないかと思っておりますので、こういったところも非常に議論を進めていく必要があるかなと思っております。

また、意思決定支援と切っても切れない関係にあるチーム支援についても、チームと言ったときに何をイメージするかというのは人それぞれ違って、すごい人たちが専属で集まるようなことをイメージしているような人は、そんなのは無理に決まっているじゃないかという反応が初めに来ってしまうわけです。私自身は、ここでイメージしているのは、様々な形で本人に関わられている方の様々な意見を取り込むということによって、本人の意向を確認していくことの重要さなのではないかと思っております。

チーム支援というのは、様々な使い方というか、期待があり得て、監督もありますし、本人を見守るといってもありますし、あるいは本人に支援を直接されている方とか、周囲にいる方の相談に乗ってあげるといったことも含めてもよいかもしれません。これは後見が開始した後にチームがどのように後見に関わっていくかということも含めて考えていくべき問題だと思いますので、ここら辺の議論についてより進展があることを望んでおります。

すみません。長くなりました。以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

これで一通り対面御参加の皆様から御意見を承りましたので、続きまして、オンラインの御参加の久保委員からお願いできますでしょうか。

○久保委員 手をつなぐ育成会の久保でございます。よろしくお願いいたします。

私たちは、成年後見を必要なときに使う制度になることを希望しております。そのときに地域における持続可能な権利擁護支援の在り方が必要になってまいります。現在、県や市の社協が手いっぱい状況でもありますし、また、知的障害は、現在成年後見制度を利用している人たちは3～4%ぐらいですので、今後利用しやすい制度になると多くの利用者が想定されますが、地域の権利擁護支援はどのような体制をつくり、どこが中心となるのか、現在想定されている形を少しお知らせいただけたらありがたいなと思っております。

また、成年後見制度と地域の権利擁護の支援がスムーズにつながる形が必要だと思っております。成年後見を使いました、それが終わりましたけれども、その地域の権利擁護支援にすぐつながっていくということは必要ですので、そのところをスムーズに行けたらいいなと思っております。

次に、日常的な金銭管理の仕組みも必要だと思いますが、金融機関の使いにくさみたいな声も聞こえてきておりますので、現在の日自の状況を参考に、お金の管理とかそういう仕組み、金銭管理の在り方の想定をどのようにして想定されているのかということも、少し日自のことも参考にしながら教えていただけたらありがたいと思っています。

意思決定支援でございますが、大変重要なことでありますけれども、障害者の特性とか福祉の仕組みとか、本人の日々の暮らしというところも理解していかないと、本当の意味での本人の意思を支援するということにはつながらないと思っております。意思決定支援を行わなければならないということ、皆さんが何回も何回も言葉として出てきますが、本当の意味で障害特性とか、福祉の仕組みとか、障害者の現状みたいなものをどこまで御理解いただいてそれを進めようとしていただいているのかということは、少し不安に思っております。それで、福祉職の方だとか当事者団体とともに、きちんとした検証システムとその実施体制は必要だと思っておりますので、今後本人が安心して地域の中で暮らし続けられるような、そんな制度をぜひ整えていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

河野委員の代理でいらっしゃいます廣池様、お願いいたします。

○廣池代理 私どもは昨年度モデル事業を実施させていただきましたので、この中で感じたことをお話しさせていただきます。事業の実施に当たりまして、私どものほうでは、一つは成年後見を受任していない市町村、社会福祉協議会を含む法人等へのアンケート、もう一つは既に受任をしている、また具体的な検討を進めている法人へのヒアリングを実施させていただいたところでございます。

まず、アンケートについてですが、そもそも法人が受任し得るということを知っているという法人自体は半分程度。また、多くの法人、それを含む法人が受任に消極的な回答をしているという実態がございました。その理由といたしましては、必要と思われる人員体制が整備できない。相談や、必要とする方が身近にいないというような回答が多かったところでございます。

一方、具体的に後見の受任に向けて検討を進めている法人さんにヒアリングを行ったところ、こちらは制度のニーズについては十分認識をされていらっしゃいましたが、こちらは財源の確保が大きな課題となっているということが分かったところでございます。

これらのことから、今後制度自体の啓発に加えまして、後見を必要とされている方々のニーズをしっかりマッチングさせていくということが重要ではないかと感じたところでございます。

また、財源の問題につきましてもヒアリングをさせていただいた法人さんについては、1法人当たりの受任件数が非常に少ないということもありましたので、適切にマッチングしていくための重要性というところで、都道府県レベルで広域的に取り組んでいく必要性

を感じたところでございます。ただ、その反面、現状では県、県社協、両方につきまして、ノウハウや、人的資源、財政面について課題があるというふうにも感じております。今後、都道府県レベルの調整の仕組みを強化していくに当たっては、都道府県や、都道府県社協に対する十分な財政的、技術的支援をお願いしたいと考えてところでございます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。込山委員、お願いいたします。

○込山委員 静岡県小山町の町長の込山でございます。

先ほど事務局から取組状況について説明をいただきましたが、ここ10年間の日常生活自立支援事業利用者数の推移が3万7000人から1.5倍の5万6000人に増加している状況でございます。

今後成年後見制度の需要はますます高まることが予想されるため、制度の利用促進に向けて講ずべき施策について、国を挙げて取り組むべき課題であると再認識したところでございます。資料1-1、5ページを参照ください。

その上で、私から資料1-1、成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化について、意見を申し上げます。小山町では社会福祉協議会が日常生活自立支援事業の実施主体となっており、現在待機者等はおらず、新規相談から利用まで比較的スムーズに進んでいる状況でございます。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行については、日常生活自立支援事業の利用者の判断能力が低下したり、自己破産や相続などといった法的問題が発生するおそれがある場合には成年後見制度に移行いたしております。

申立ての際には、それまで日常生活自立支援事業で支援してきた利用者との信頼関係が構築されていることや、制度利用者の混乱を小さくする意味でも、可能な限り町社会福祉協議会を後見人の候補者としており、御本人の特性に応じた意思決定支援につながっているものと思われまます。また、法律職でなければ対応できない課題等がある場合には、複数後見人として町社会福祉協議会が関わることもございます。

このように小山町では比較的スムーズに事業に取り組んでおりますが、両事業を担っている町社会福祉協議会の専門職はほかの業務も兼務しており、事務負担が大きくなってきているという課題がございます。持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施自治体も成年後見制度の担い手の確保や育成が困難なことなど、人材不足を課題として挙げております。資料1-1、13ページを参照ください。我が町においても負担軽減を図るための人員増員は厳しいのが現状でございます。一般的には小規模な自治体では限られた職員が多くの業務を担っております。また、専門職の確保も困難なことから、十分な支援も行えないという実態もあると考えられるので、国においては人材確保のための十分な御支援をお願いいたします。

以上になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、これで一通り皆様から御意見を頂戴することができました。

ここで、少し時間も経ちましたし、関係省庁への質問に対する調整をやっていただく時間を取りたいと思いますので、16時10分まで10分ほどお時間をいただきたいと思います。16時10分に再開とさせていただきます。

(休 憩)

○菊池委員長 それでは、委員の皆様からの御質問等につきまして、各省庁からそれぞれ簡潔に回答をお願いいたします。まず、厚生労働省からお願いします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 成年後見制度利用促進室です。

まず1問目、瀬戸先生から御質問のありました意思決定支援に関する研修の関係ですが、医政局関係のところにつきましては、本日担当がおりませんので、後ほど担当にお伝えしたいと思います。

西川先生からご質問いただきました金融機関への働きかけの関係と地域共生社会の在り方検討会議の関係です。共生検討会議で取り上げる事項につきましては、資料1-1の18ページのところにお示した検討の議論の視点(案)のとおりでございます。あくまでも共生検討会議はここに記載した論点を中心に御議論いただくことを考えております。そのため、金融機関の取扱い等までを議論するということは予定していないところでありますが、いずれにしても、これまでいただいた御指摘等も踏まえまして、今後、金融庁さん等とも連携させていただいて、金融機関やその団体と意見交換等を行い、課題の整理等を行うように努めてまいりたいと考えております。

また、久保先生からいただいた御質問の件、地域でどのように本人を支えていく体制を構築するのかということと、日常的な金銭管理の検討の方向性といったことにつきましては、現在、まさに検討しているところでございますので、またご紹介できるような検討状況になりましたら、お伝えさせていただきたいと思っております。

続いて、老健局等からお願いします。

○羽野地域生活・発達障害者支援室長 厚生労働省障害保健福祉部の羽野でございます。

瀬戸委員から御質問いただきました意思決定支援ガイドラインの研修についてお答えいたしたいと思っております。意思決定支援ガイドラインにつきましては、それぞれのサービス類型ごとにガイドラインがあるというのが現状のところでございますが、それを受けて障害福祉分野の取組といたしましては、令和6年度の報酬改定の中において、意思決定支援ガイドラインの内容をサービスの運営基準の中に盛り込むという見直しをしております。したがって、今回委員の皆様がるるおっしゃっておられたとおりでありますけれども、例えば成年後見であるとか、そういった権利擁護の仕組みというものは、一部の方だけに必要なことということではなくて、すべからく皆さんが全てのサービス利用に当たっての基

準というか、ベースとなるものだという考え方を導入していくべく、今回のサービスの運営基準の中に盛り込むということをやっております。

それに加えて、サービスの内容を決めていく会議、障害の世界でございますが、相談支援専門員が開催するサービス担当者会議、サービス管理責任者が開催する個別支援会議の場において、障害者本人の方の参加を原則とするということといたしまして、本人の意向確認をそこで行うということ徹底していくということにいたしまして、そういうサービス決定に当たって、当然本人の意思を確認しながら進めていくということをやりたいと思っております。

その上で、研修についてでございますが、今回の報酬改定を受けて様々なところで御説明していきながら、今回の意思決定支援ガイドラインを踏まえた対応についても御説明してきたところでございますけれども、意思決定支援ガイドラインは非常に大部になりますので、もっと丁寧な周知が必要だという御意見をいただきましたので、それを受けてさらに研修の強化ができるか、ちょっと考えたいと思っております。

もう一点、太田委員代理の近藤様のほうから市町村長申立てについても御意見をいただきました。今回の民法改正に向けた議論の中で、成年後見制度の見直しの中で、市町村長申立ての範囲の拡大であるとか、市町村長の権限の見直しをどうするのかという話があると。それについてどういうふうに検討するのかという御意見をいただいております。それにつきましては、当然今回の民法の見直しの議論の動向を踏まえて考えていく必要があると考えておまして、その動向を見ながら検討していきたいと思っております。

それぞれの市町村長申立ての内容につきましては、障害なら障害、介護なら介護、それぞれの個別法の中で規定があるところがございますので、仮にその制度の見直しをすれば、それぞれの制度に相当する審議会、厚生労働省で申し上げれば社会保障審議会障害者部会など様々ございますけれども、そういったところでの議論というのは最低でも必要になると思っておりますが、それ以外に、今回の成年後見制度見直しを受けた議論というのは、今回の地域共生の検討会議でも議論がなされていく予定ですので、そちらで御意見をいただくかどうかも含めてこれから我々のほうでも考えていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

続いて、老健局からお話しします。

○遠坂認知症総合戦略企画官 続けて、瀬戸委員から御質問の認知症の関係のガイドラインと研修の見直しについて御説明をさせていただきます。老健局の認知症を担当しております遠坂と申します。よろしくお願いたします。

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについては、都道府県と指定都市のほうで認知症のケアに携わる専門職の方への研修というものを実施しています。この研修には2つありまして、認知症対応力向上研修のなかで非常に基礎的な簡易なもので行われているものと、もう一つ、独立実施型の研修ということで、これはもう少し研修時間を長く取って、プログラムを組んで、実技なども行いながらやっている研修

というものがございます。ただ、独立実施型の研修というのは、令和5年の調査で実施している都道府県、政令市が9.3%ほどということで、なかなか実施が低調だということでございますので、今年度、もう少し独立実施型の研修を実施しやすくするような方策というものが無いかということで、新たに調査研究事業を行っていくということを検討しています。

また、認知症基本法というものが本年の1月から施行されておりますので、新しい認知症観というものに基づいてもう少し法律の理念を反映させたガイドラインというものにしていきたいと思っております。

先ほど太田委員代理からありましたとおり、老人福祉法のほうにも市町村申立ての規定というものがございますので、法制審のほうの議論を見ながら必要な対応を審議会等で行っていききたいと思っております。

私からは以上です。

○菊池委員長 それでは、次に法務省からお願いします。

○波多野参事官 法務省民事局でございます。

太田委員代理の近藤様から、法制審議会の民法の見直しの関係で市区町村の御意見をどのように反映していくのかという御質問をいただいたところでございます。現在法制審議会の民法（成年後見等関係）部会ではいろいろな方からヒアリング等も実施しております、本年10月の部会で2つぐらいの市区町村と2つぐらいの社会福祉協議会からお話をお聞きすることを計画しており、調整中というところでございまして、その辺りから現場のお話を部会に披露いただくということを考えているところでございます。

以上でございます。

○菊池委員長 それでは、金融庁からお願いします。

○大江銀行第一課長 新井委員長代理から成年後見業務に関する銀行法改正の経緯と具体的な参入計画という御質問をいただきました。

まず、改正の経緯を簡単に申し上げますと、令和3年の銀行法改正でございましたが、それに先立つ令和2年9月、金融審議会銀行制度等ワーキング・グループの中で銀行の業務範囲等の見直しや、地域における金融機能維持のための方策について検討が行われました。このワーキング・グループの議論で、各金融団体から地域密着型金融の取組について御説明をいただいたところですが、その中で金融機関の子会社が成年後見人として受任できるサービスを提供できるようにしていただきたいといった要望が出たところでございます。

その趣旨としましては、身寄りが無いなどの理由によって成年後見人となり得る親族等がないケースが増えていると。一方で、士業等の専門家に依頼する場合には、報酬の問題等から利用のハードルが高いといった課題もあると。そういった中で、従前、社会福祉協議会への取次ぎ等を行ってきたところですが、金融機関の子会社自身が成年後見人として受任できるサービスを提供できるようにしたいという要望でございました。

こういったことも踏まえてワーキング・グループで検討した結果として、令和3年に銀行法等の改正が行われました。その中で銀行の子会社に地域の活性化、産業の生産性の向上、その他の持続可能な社会の構築に資する業務というのが掲げられまして、その中で成年後見人等の事務の支援、その他成年後見人の事務を行うことが可能であるという旨を明確化したというものでございます。

令和6年3月末時点では当該業務を行っている銀行の子会社というのはまだ存在していないというのが現状でございまして、具体的な参入計画等がありましたら状況を把握してまいりたいと考えております。

次に、上山委員から御指摘いただいた日常の預貯金取扱いに関してということですが、御指摘いただきましたとおり、法定後見、任意後見といったことがまずは重要であるというところは、本日私のプレゼンの中でもまさにそういった形で御紹介をさせていただいたところでございますが、一方で、より簡易なものといったような御指摘をいただきました。御案内のことかもしれませんが、全銀協では「金融取引の代理等に関する考え方」というものの整理が行われておりまして、銀行の窓口等におきまして高齢のお客様や代理の方と金融取引を行う際の参考となるような取組のポイントや好事例をまとめて周知するということは既にやっております。

これに加えまして、最近の金融庁としての動きを御紹介させていただきますと、ちょうど高齢者等終身サポート事業者ガイドラインというものが出されたところがございますので、こういったことの紹介を業界との意見交換を通してやっております。また、その際に、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応を取るようにしてほしいということを求めたところがございます。

こういった動きも直近でやっておりますけれども、引き続き顧客の利便向上のためにどういった取組が可能なのかというのは、先ほど厚生労働省様からもありましたが、関係省庁、関係団体と連携して検討してまいりたいと考えております。

西川委員からいただいた御意見で、我々のプレゼン、6ページの「身元保証」という言葉の部分で御指摘いただきました。それに関してお答え申し上げます。こちらでは具体的な例を紹介したところですが、金融機関がお客様からの申込みを受けて、そのお客様専任のコンシェルジュを配置すると。その上で定期的な訪問・電話といった見守りサービスを行うといったことのほかに、各種手続等のサポート、提携サービスの紹介等を行うといったサービスを提供しております。その一環としまして、お客様から希望があった場合には身元保証等のサポートを行っている公益社団法人を紹介するというサービスでございます。ですので、「身元保証」という言葉をプレゼンの中で前に出してしまっていて、この言葉が独り歩きするかもしれないという御懸念、御指摘をいただきましたので、この点、今後留意したいと思っております。ありがとうございました。

○菊池委員長 ありがとうございました。

以上、お答えいただきましたが、この点はまだ回答をもらっていないとか、あるいは今の御回答に対してさらに何かございましたら、挙手でお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようですので、一旦ここで回答ということで締めさせていただきます。

続きまして、まだ時間がございますので、その他、皆様から御意見・御質問などございましたら自由にお出しいただければと思います。ここからは全員ではなく、会場の方は挙手、オンラインの方は挙手機能を使ってお示しいただければと思います。引き続き多くの方に御発言いただくために4分という枠を設けさせていただくことをお許しください。

まず、先ほど途中で時間に御協力いただいたと思うのですが、青木委員、水島委員から御発言がおりだと思っておりますので、お二方からお願いできればと思います。青木委員からお願いします。

○青木委員 青木です。御配慮ありがとうございます。

先ほど申し上げられなかった点、幾つかあったと思います。意思決定支援の浸透につきまして、他の様々な日常的な支援職、専門職のお話は言及しましたが、後見人たる専門職、後見人等のこの間の意思決定支援の研修等の努力はしておりますけれども、それが十分に現場に浸透している状況ではないと考えています。これはもちろん各専門職団体独自の研修の努力というのも必要であります。一方で、裁判所において意思決定支援を後見人がしっかり行うということについての何がしかの位置づけをしていただいて、例えば定期報告の中でそのことについて報告をすることなどを通じてきっかけ・モチベーションをつくるとか、そういったことが今後必要になってくるのではないかなと思っています。成年後見の見直しの中でも意思決定支援というものをどう位置づけるかというのは、今、議論している最中ではありますが、運用面におきましては、ガイドライン等に基づく意思決定支援の実務的な後見人の在り方をしっかりと裁判所も見ていただく、そういう運用の取組というのが求められるのではないかと考えているところです。これは意見になります。

不正防止の関係では、この間、弁護士会のほうでは信用保証制度というのを整備しまして、9,000人ぐらいの会員にそれに入らせていただくことによって、残念ながら不正をして、本人に被害が及んだ場合にそれを補償する制度をつくっております。現在4期が終わりました5期目に入っております。残念ながら年間に1件、2件の適用があるという事態が続いておりますが、ただ、この制度の目的を一定果たしているところだということをお報告しておきたいと思っております。

任意後見制度の利用促進につきましては、適正な任意後見監督人の申立ての関係で言いますと、さきに2年間にわたりまして喚起のためのアンケート調査を法務省のほうでしていただいておりますが、ああした定期的な任意後見受任者に対する注意喚起的な制度の取組というのを、法務省からなのか、あるいは公証役場からなのかというのはあると思いますが、何がしか検討いただいてもいいのではないかと考えているというのが1点です。

もう一点は、任意後見自体の利用促進の関係で言いますと、現在公証事務のデジタル化が進められておまして、デジタル的な形で任意後見制度の申込みができるとか、オンラインで一定の相談ができるということになりますと、公証役場が遠い地域とか、なじみのない地域も含めて、諸外国のようにはいかないとしても、一定の利用促進が図られるのではないかと思っております、任意後見制度の活用に関するデジタル化の方策は今、検討中と思っておりますが、その辺りについて少し御紹介等いただければありがたいかなと思っております、そこを進めていただくことに期待をしているという意見でもございます。

以上になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、水島委員、お願いします。

○水島委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。では、少し続きをお話しさせていただきます。

先ほど意思決定サポーター、フォロワーの話をしておりましたけれども、改めて前回の専門家会議の際に提出した意見書について今一度強調させていただいた上で、話を進めたいと存じます。

意思決定支援の確保については、国の施策においてもその言葉が随所にちりばめられているところですが、改めて申し上げるまでもなく、意思決定支援の「確保」とは、障害者権利条約の第12条第4項の観点も考慮した支援付き意思決定の仕組みを構築することであると考えます。すなわち、この仕組みを構築するに当たっては、濫用を防止するために適切かつ効果的な保障、いわゆるセーフガードが設けられていることが必要だと言われております。そして、そのセーフガードの構築のためには、先ほどから申し上げている、いわゆるアドボケイトの機能をしっかりと制度上、仕組み上も確保すべきであり、かつ、実務上もその機能が維持できるよう財政的・人的体制の拡充と適切な評価の枠組みが整えられるべきところです。

そのような観点で、前回の専門家会議では、こども家庭庁支援局における意見表明等支援員、いわゆる子どもアドボケイト制度の話をさせていただきました。省庁連携において、社会援護局、老健局、障害部等連携して対応しますとの話をいただいておりますが、子どもアドボケイトの考え方及び実践の在り方については、アドボケイト機能の拡充に当たって非常に参考になるものと考えております。この点について、おそらくこども家庭庁にもすでにお話いただいているとは存じますが、今後の研究事業や施策の中でも検討いただき、しっかりと省庁連携を図っていただきたいと願うところでございます。

加えて、日常生活自立支援事業について少し補足的な意見を述べさせていただきます。日常生活自立支援事業に関しては、端的に申し上げれば、今後の更なる需要に 대응していくためには、まず事業規模等の拡大が必要であろうと考えます。同時に、事業の拡大に当たっては、本事業の中に意思決定支援が適切に確保される仕組みがしっかりと実装されることが不可欠です。具体的には、現在の持続可能な権利擁護支援モデル事業の青や緑の役割、

特に、豊田市が取り組む意思決定フォロワー、及びフォロワーを伴走的に支える権利擁護支援専門員、すなわち独立アドボケイトの役割、機能を実装し、これを事業全体で支える仕組みを備えていくことが求められます。

まず事業規模の拡大に関して言えば、そもそも年間234万件もの相談・問合せがある中で実利用者は5万6000人程度にとどまっており、圧倒的に需要に対して利用できる人が少ないという状況に置かれている点が課題であると考えます。成年後見制度の場合には、実利用者は約25万人以上ですが、さすがに年間234万件の相談・問合せが寄せられている現状ではないところです。そうすると、需要がかなり埋もれてしまっている、すなわち、本来的には利用対象となりうる方が利用できていない状況があることが予想されるわけで、その原因として、既に委員の皆さんが触れたような専門員、支援員不足やこれに伴う専門員一人当たりの対応件数増大による負担増、及び事業全体の予算不足・人件費の割当ての不十分さ等、様々な課題があるはずで、このような事業拡充に当たっての課題をしっかりと検証していく必要があろうかと存じます。

次に、事業拡大に当たっては意思決定支援の確保・充実が不可欠であるところ、日常生活自立支援事業は本人の意思決定を支援する役割を果たしているとの評価もある中であえて申し上げるならば、金銭管理を一定程度担う専門員及びその指揮下で動く支援員という現状のままでは、いわゆる持続可能な権利擁護支援モデル事業でいえば「赤の事業者」の要素が強く、本人自身の本当は言いたいと思っていること、望んでいることを把握し、本人の立ち位置に完全に立って、本人とともに周囲に本人の思いを伝えていくといった、青のサポーター、フォロワーの機能を果たしきることは難しいのであらうと感じております。

ですので、これまでの取組みにおいて明らかになってきた権利擁護支援モデル事業における赤、青、緑の役割や機能を踏まえつつ、本人の立ち位置に100%立った形でアドボカシーを提供できるような体制を整え、それによって障害者権利条約の趣旨を踏まえた支援付き意思決定が全うできるような仕組み、事業に変えていく、このようなリニューアルが事業拡大の前提条件になるのではないかと感じております。

以上です。ありがとうございました。

○菊池委員長 ありがとうございました。

火宮室長、どうぞ。

○火宮成年後見制度利用促進室長 お時間を頂戴して申し訳ないのですが、お二人から御発言がありましたので、参考資料10について1点だけ少し御説明をさせていただければと思います。先ほどこちらの「問合せ・相談件数」の御紹介をいただきましたけれども、そこに注書きでありますように、この件数には、実際の利用の相談だけではなく、制度や事業自体の問合せや、契約後の相談援助等を含むということになっておりまして、実は契約後の相談件数も一緒になっている数字でございます。このデータは全国社会福祉協議会のほうで調査しているものを持ってきたのですが、そのような件数であるということについて補足させていただきます。

○菊池委員長 それでは、皆様から御自由に御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、新井代理、お願いします。

○新井委員長代理 今日の発言の場において、一方では任意後見は強く推奨されるべきだという意見が出たと思いますが、他方においては、任意代理こそもう少し活用すべきだという意見が出ました。私はこういう対立は非常によろしくないと思っていて、基本計画の立場からしても当然任意後見を推奨していくというのが私たちの立場ではないのかと思います。

障害者権利条約のこともありますし、諸外国との任意後見の利用比較から見ても、日本は任意後見の利用が極めて少ないわけです。海外の人が天文学的数字と言うぐらい少ないわけです。そういう中で、やはり任意後見をきちっと推奨していくということが非常に重要ではないかと思っております。

そういう中で、いや、むしろ任意代理を推奨すべきだという意見が出るということは、法制審の意見に影響することもあるでしょうし、これからできる新設の検討会議にも影響することがあるとも思いますので、ここはきちっとこの会議の立場というものをある程度明確にしておく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。星野委員、どうぞ。

○星野委員 今、法制審もそうですし、地域共生社会の在り方検討会議もそうですし、この専門家会議もそうなのですが、いろんなことが錯綜して検討されている状況かと思えます。だんだん専門家会議で検討することが少なくなっていくという印象を持っていますが、例えば今回の参考資料11、今後の中間検証の進め方の中で、次期のテーマになると思うのですが、報酬の在り方の利用支援事業のところですか。この議論が多分10月のところでテーマとして、あと人材育成も出てくると思うのですが、この専門家会議の中で、今回のように17回においても地域連携ネットワーク関連の意見を求められて、発言する機会をいただけるというふうに理解するのですが、そこで出された意見。例えば今の利用支援事業の推進であるとか、担い手の育成のところは、地域共生社会の在り方検討会議の中でも権利擁護支援の検討の中で議論される予定なのかとか、その辺りのつながり具合を確認させていただくことが今の段階でできるのであれば教えていただきたいです。

○菊池委員長 事務局、いかがですか。

○火宮成年後見制度利用促進室長 厚生労働省でございます。

地域共生社会の在り方検討会議で議論する主な論点につきましては、先ほど資料でお示ししたとおりでございます。また、成年後見制度利用支援事業等の扱いについては、今後、成年後見制度の見直しがどうなるかということとも関わってくると思っておりますので、現時点では事務局から明らかにこういったことを議論するという事は予定しておりません。もちろん検討会議の中で構成員の方から御発言があるといったこともありましょ

うし、また、前から申し上げていますように、専門家会議でいただいた御意見の内容については、地域共生社会の在り方検討会議の資料の中などでお伝えするような工夫もしていますので、全く排除しているというものでもございません。

○菊池委員長 羽野室長、どうぞ。

○羽野地域生活・発達障害者支援室長 厚労省障害部の羽野でございます。

利用支援事業につきましては、障害なり介護なり、それぞれの制度の中でやっているという状況でございます。星野委員がおっしゃるとおり、利用支援事業について今後どうしていくのかというところは、計画の中でも課題として指摘いただいているというところでございます。したがって、それにどう対応するのかというのは当然検討しなければいけないと思っておりますけれども、それをどの場で検討するかも含めて、今、我々のほうで決め切れている状況にはございませんで、それも含めてこれから考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○菊池委員長 西川委員、どうぞ。

○西川委員 今回の回答で少しご説明いただいているのですが、基本計画では「報酬のあり方についても検討を行う」に続いて、「関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する」という記述があって、「報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成のあり方も一緒に検討する」とちゃんと書いてあります。これが地域共生社会の在り方検討会議で扱われないとすると、では、どこで検討するのか。これをまず決めていただかないと、次の10月の専門家会議で、あ、これからやりますということでは困ると思います。ぜひこれは早急に検討をお願いしたいと思っております。

○菊池委員長 御意見ということで承るということでよろしいですか。

○火宮成年後見制度利用促進室長 はい。

○菊池委員長 ほかにはいかがでしょうか。上山委員。

○上山委員 私から2点意見を申し上げたいと思っております。

1つは身寄りのない人に対する支援の問題に関してです。現在この会議では、意思決定支援を中核とした権利擁護支援という観点から問題が整理されているかと思っております。例えば資料1-1の30ページに示されている厚労省の総合的な支援パッケージのモデル事業などを通じて、公的な性質のある信頼性の高い事業者を市場に提供していくという方向で議論が進んでいると思っております。これは極めて重要な視点で、これを推し進めることは大事だと思います。

ただ、一方で、身寄りなき問題というのは、もともとは悪質な事業者がいるということ为前提に、ある種の消費者保護の問題としてスタートしたという経緯もあります。実はこの点も依然として重要な課題であろうと考えておまして、この会議の枠に収まるかどうか分かりませんが、少なくとも業法的な事業者規制の視点、特に身元保証とか死後

事務の領域については、そうした視点も見落としとしてはいけないのではないかと考えています。これを踏まえると、例えば消費者委員会とか消費者庁ともこの点について少し意見を交換するような場がこの専門家会議の中であってもよいのではないかと感じています。これが1点目です。

2点目、これもこの会議の枠から少し外れるかもしれませんが、マイナンバーカードの管理についての支援について、今後少し考えていく必要があるのではないかと考えています。御案内のとおり、健康保険証や介護保険証の問題も含めて、現在、その賛否は置くとして、マイナンバーカードのほうに重要な個人情報が集約化されていくという流れが国の施策としてあるかと思えます。その一方で、法制審の議論の中で成年後見人の権限について、その範囲や期間を限定するというのも有力に検討されている中で、恐らくそうした議論が今後進展していくと、判断能力が何らかの事情によって不十分になっている方のマイナンバーカードの管理については、今以上に実務的な課題として問題が出てくるのではないかと懸念をしておりますので、何らかそれを念頭に置いた議論というのも今後必要ではないかと考える次第です。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ひと言発言をお許しいただければ、今、お話にあった消費者委員会なり消費者庁というものの関係ということですが、私の認識では、地域共生社会の在り方検討会議のほうは、上山委員も私も委員ですが、次期社会福祉法改正を主に念頭に置いた会議体という位置づけだと思うのです。また、その会議で私も発言しているのですが、社会福祉法というのは、もともと社会福祉事業法から出てきています。民間の一般的な規制法というよりは社会福祉事業に対する規制というところからスタートしています。そういった2つの意味で、社会福祉法の枠組みの中では議論し切れない。上山委員がおっしゃったような中味の議論をし切れない部分があるのではないかと。これは私の意見ですけれども。

そうすると、どこで議論するかということだと思うのですが、こちらの専門家会議は、逆に法律上の根拠のある、位置づけられた会議で、次期改正に向けて、それが終わったらおしまいというものではないわけです。ですので、おっしゃるように、こちらの会議が1つのハブになって消費者庁なり、あるいは先ほど多くの委員から意見がございましたが、金融庁なり、そういった広い意味での事業者規制とか、そういったことの意味交換なり何かしていくという可能性は確かにあるのかなと。今、上山委員のお話を伺って思いまして、それは多くの皆様の御関心あるいは問題意識でもおありかと思うので、そういった部分を含めて、事務局には今後何らかの形になるかどうかという辺りを御検討いただければと思うのですけれども。

○火宮成年後見制度利用促進室長 承知しました。

○菊池委員長 よろしくお願います。

ほかにはいかがでしょうか。青木委員、どうぞ。

○青木委員 先ほど新井委員から任意後見と任意代理の話がありましたけれども、私の理解では、意思決定支援を中心とした御本人の意思に基づいた権利擁護支援というものの中には、当然今日議論にありました様々な、日自を含めた福祉制度も含めて、任意代理のスキームを使った支援というものが1つはあるのだろうと思っております、加えて、任意後見制度も御本人さんの意思に基づく制度として非常に重要な制度だということで、それはどちらがということではなくて、御本人さんの意思決定支援をする中で、適切な制度として様々なものがきちっと御本人に届くというための全体としての権利擁護支援システムをつくっていくという議論なのではないかなと。特に日常的な金銭管理とか、取りあえず迫られている病院代の支払いとか、電気代の支払いということになりますと、任意後見制度だけで解消できるものではなくて、やはり任意代理的なものも含めた様々なニーズに応じた支援の仕組みというのが今後、それこそ身寄りのない人の支援も含めて検討されるべきなのではないかなという意味で言うと、両立するものではないかというのが私の理解と考えております。それが1点です。

それから、先ほど上山先生のマイナンバーの発言に触発されてではあるのですが、成年後見の見直しを今、議論している中で、どこまでが成年後見人の守備範囲なのだろうかということが、必要性に応じた代理権の付与という観点ではより色濃く出てくることになると思います。そうすると、これまで包括的代理権の下で、必ずしも民法が予定していかなかったマイナンバーもそうですし、様々な福祉手続施策の中における後見人の位置づけというものについても、福祉諸制度において見直しが必要とされることが増えてくると思いますが、これは法務省の今の審議会でも検討できることではないと思われまので、それはこちらのほうで色々検討する機会を設けていくことになるのかと。これが第二期計画の2年半の中の課題かどうかはともかくとして、そのことは今から問題意識を持って議論する必要があるだろうと思っております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

新井代理、どうぞ。

○新井委員長代理 任意代理と任意後見、両方ともきちっとした形で機能すべきだと。全くそのとおりです。でも、今の問題は、その境界が非常に曖昧になっているのです。任意後見で全部カバーできるような議論があったり、逆にそうでなかったりするので、私が申し上げたかったのは、任意後見と任意代理がそれぞれ機能する場というのをきちっと明確にして、両者をうまく使っていくということが重要だろうということを申し上げたかった。

金融機関ではそうでなくて、全部任意代理でもいいだろうという議論が一方ではある。そういうことを非常に懸念しているということです。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。いろんな議論が出てくるのは会議体としてはよろしいことではないかと思っております。ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。大塚委員、どう

ぞ。

○大塚委員 大塚です。

先ほど権利擁護支援の地域連携ネットワーク、地域における総合的な支援策ということかもしれませんが、それと包括的な支援体制を一緒にしていくと。矛盾なくと。地域共生社会に通じるのかもしれませんが、その際には、そもそも包括的支援体制というところが出てきたのは、いわゆる高齢とか障害とか児童とか、そういう分野別のところを越えるような包括的な相談支援体制を構築していこうと。そういうことから出ていくという観点からいくと、先ほど全体の権利擁護支援体制の中で例えば地域包括支援センターとか基幹相談支援センターとか、あるいはこどもの支援センターとか、名称が変わりましたが、そういうところの相談支援体制をどうするかということも含めて考えないといけないのではないかと。むしろ一番下部というか、支えているところも含めて全体を見渡していく必要があると。相談支援体制そのもの、包括的な相談支援体制を見直す必要があるのではないかという気がいたします。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。水島委員、どうぞ。

○水島委員 すみません。すぐに終わります。

意思決定支援の浸透の部分に関して、現在はガイドラインの理解を深めるための研修等が実施されておりますが、今後は、障害のある当事者の方、すなわち、認知症の方、知的障害のある方、精神障害、発達障害のある方、その他様々な障害のある方に研修の講師として参画いただいたり、研修の際のパートナーとして、一緒に受講者とのワークに参加いただいたりするなど、当事者との協働での研修実施も意思決定支援の浸透においては非常に重要であると考えております。つまり、いわゆる専門職、支援者が内輪でガイドラインのことを学ぶだけではなくて、障害のある本人も含めて講師になったり、受講者になったりしながらともに学び合うこと、そのような研修の在り方も模索していただければと存じます。既に国研修の一部でも障害当事者の方と一緒に意思決定支援研修をやっているようなことが少しずつ始まっているものと聞き及んでおりますが、さらにそれを都道府県、市町村単位でも実施の際に意識していただくことが重要かと思いましたので、付言させていただきました。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかには。住田委員。

○住田委員 不正防止の観点ですけれども、これまで金融庁の取組などによって親族後見の不正の件数や被害額というのはすごく減ってきたというふうに資料のほうにもあります。ただ、それに比較して専門職後見人の不正件数というものが、例えば令和5年の資料ですと、被害額7億円のうちの2億7000万円、約4割が専門職後見人によるものであり、むし

ろ親族後見人の不正件数が減少した分、専門職後見人の割合が目立つように見えます。どうしても地域の中で成年後見制度のイメージというものが、不正のことについてすごく懸念されたり、そのことを心配される声というのはいまだ続いていますので、家庭裁判所におかれましては、専門職後見人に対する監督、不正をどういうふうに防いでいくのかというところをどのように強化されているのかということと、先ほど青木先生が信用保証制度というものを取り入れているとおっしゃいました。KPIの中でもそれぞれの保険の普及をしっかりと検討していくという項目がありますけれども、例えば司法書士会や社会福祉士会のほうでもこういった保険の取組の推進ということはどうに対応されているのかということをお教えいただけたらと思います。

○菊池委員長 星野委員、どうぞ。

○星野委員 ありがとうございます。

社会福祉士会では、賠償保険は大きな変化はないのですが、被害者救済制度というところで、いわゆる保険事故ではない、横領のような不正事件に対する見舞金制度、金額は多くないのですが、そういうものをつくって運用しているところでは、

それから、不正が生じる前の早期発見の重要性から、昨年度不正防止のためのプロジェクトを会の中で立ち上げまして、全国の様々な県社会福祉士会で取り組んでいる状況を報告書に取りまとめて、早い段階から発見できるような仕組みというところにさらに取り組んでいるところでは、

以上です。

○西川委員 リーガルサポートの取組について御報告させていただきます。リーガルサポートでは当初から保険の仕組みを導入していたのですが、平成24年頃に、保険の形で継続することは難しいと保険会社から指摘されまして、リーガルサポート独自の交付金を支給するという仕組みに変わっております。その基準は保険契約のときと同じで、ただ、保険を引き受けてもらえなくなったので、リーガルサポートが独自に交付金を支給するという形にしました。

その後、基本的には社会福祉士会と同じで、業務報告の仕組みをきちんと整えることによって早期に発見をする。そうすることによって、万一不正が発生しても、被害額が少ない段階で発見できる仕組みづくりを目指してきており、実際に1件当たりの被害額は減少の傾向にあります。ただ、そうではない事案もどうしても生じます。そのため、二期計画の計画期間中の去年から、交付金の支払額の上限を引き上げる改正を行っています。

○菊池委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○向井第二課長 裁判所に対しても御質問いただきましたので、少し御説明をさせていただきます。不正の関係については参考資料13にこれまでの推移が記載されておりますけれども、平成26年ぐらいをピークに不正の件数・金額共に減少しています。平成26年当時までは、親族後見人が高額の財産を管理している事案や、年に1回、裁判所への財産状況の

報告を求めていなかった事案がありましたが、特に高額な財産がある事案については専門職を関与させたり、裁判所が年に1回しっかり監督するなどの方策をとったことで、不正事例の報告件数や被害総額は減ってきています。

令和3年に比べると、令和4年、5年は、専門職後見人による不正に係る被害総額が少し増えていますが、専門職後見人が選任されている事案のうち、ごくごく特定の事案で被害額が大きいと、どうしても数値としては大きく出てしまうという部分があるため、全体的にそういう傾向があるのかどうかについて、はっきりしたことは分かりません。裁判所としては、きちんと年1回財産状況についての報告を求めており、不審な点があれば、後見人に確認し、危ない事案であれば、預金を一時的に凍結するなどして、不正が広がらないように努めているところです。

なお、今、専門職団体から賠償保険等についてのお話もありました。こうした事後の救済策について、裁判所は検討する立場にありませんが、最高裁家庭局としては、例えば令和2年10月1日に日弁連が導入した弁護士成年後見人信用保証制度や、令和5年4月1日にリーガルサポートが施行した公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート名簿登録会員による「財産侵害についての交付金の支給に関する規程」について、全国の家庭裁判所に周知するといった取組を行ってきました。このような周知を踏まえて、地域の専門職団体の求めに応じて一定の協力を行っている家裁もあると聞いております。

特に法人後見や市民後見人については、賠償保険への加入状況等が選任の際の考慮要素になるということについて、家裁と福祉行政との間で共有されていると認識しております。そういった取組も事後の救済策の普及に一定程度は寄与していると考えております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

住田委員、よろしいですか。

○住田委員 はい。

○菊池委員長 ほかにはよろしいでしょうか。よろしいですか。

予定の時間が参りました。本日、前回皆様からの御意見を頂戴いたしまして、できるだけ御発言いただけるようにさせていただいたつもりですが、今後とも運営方法につきましては、御意見等があれば事務局等にお寄せいただければ幸いです。

最後に一言。私、こちらの委員長を拝命させていただいて、今日、地域共生社会の在り方検討会議について皆様から多く御発言いただきましたので、私はあちらの委員でもあり、座長代理を拝命している点もあって、発言しないのは無責任だろうと思って一言申し述べますと、検討会議がなかなか形にならないので、皆様、非常に御心配になっておられたのではないかと思います。ようやく形になってこの月曜日に第2回の会議が開かれたという段階でありまして、今後具体的にどういったことが議論されていくかという状況にあります。

この中で上山委員、永田委員があちらの委員でもいらっしゃいますけれども、やはりそ

それぞれの会議の独立性は尊重されるべきものなので、そこでの議論を拘束するという事は難しいと思います。そこが大前提ではあるのですが、そうはいつでも、単に委員が重なっているというだけではなく、社会・援護局が事務局であります。検討会議のほうでの論点の一つになっている権利擁護支援策の検討に当たっても、こちらでの議論の蓄積がないものとして、向こうで新たに議論を一から積み上げるということは考えられないと思っています。万が一にもそういうことはないと思いますが、そういうことがあれば、私がそうではないというのをあちらのほうでしっかり発言するのが責務だと思っています。

あとは、その中で情報共有という形でやっていけるかというところ、ここは事務局にも工夫していただいて、御意見・御感想などをいただくということがあってもいいと思いますし、そこは進めていく。お互いに対立的というよりは、お互いにお互いの議論を尊重し合う、リスペクトし合うというか、あちらにも専門家が集まっていますので、そういった形でできるだけスムーズにいくような形で私も務めさせていただきたいと思っています。

それとも関係しますけれども、私は社会保障審議会の障害者部会と介護保険部会にも出ておりますが、そちらでも思った以上に関心が高いです。花俣委員も介護保険部会に出られていますけれども、思った以上にこの検討会議に対する関心が高いなと皮膚感覚として持ちまして、それは単に地域共生社会、包括的支援体制整備だけではなく、介護保険であれば身寄りのない高齢者等の支援になりますし、障害であれば権利擁護支援が深く関わってくるという意味で、多くの委員が御関心をお持ちですので、検討会議の議論はそれぞれの部会でも報告するという形にさせていただいています。またこども家庭庁の包括的支援も非常に重要な部分ですので、こども家庭庁にも、こども関係の審議会でもしっかりと共有してくださいというお願いをしています。逆にそれぞれの部署からはオブザーバーという形で検討会議に出ていただくという形になっています。ましてやこちらの会議体は、議論している中味自体が重なりますので、そこは最初に申し上げたような意味で、十分情報共有しながら進めていく必要があると思っています。

関連してというか、花俣委員から身寄りのない高齢者ということに関してお話がありました。文字どおりの身寄りのない高齢者に限定した議論ではないと私は認識しています。多分多くの委員もそう認識していると思います。つまり、物理的に独り暮らしで、親類がいない人だけが対象では全くないということですし、「高齢者等」なので、高齢者に限定されるものではないと。そこは広く捉えている会議だと認識しています。今、永田先生も深くうなずいていただいています。そこは御懸念のないようにしていきたいと思っています。

ちょっと時間を取ってしまって申し訳ありませんでした。

それでは、本日の議論に関しては、関係省庁におかれては、本日の御意見も踏まえ、引き続き第二期基本計画に掲げられた施策の推進に取り組んでいただきたいと思います。

では、本日の議事はここまでとし、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 事務局です。

第17回ですけれども、本年10月11日（金）に開催予定としておりまして、次回会議で取り上げるテーマにつきましては、参考資料11にございますように、「地域連携ネットワークづくり」「適切な後見人等の選任・交代の推進等」「担い手の確保・育成等の推進」「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進等」となっております。

また、本日の議事録につきましては、速記録が出来上がった後、皆様にいつものように御確認いただいた上で、ホームページに掲載いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、いろいろ関心を寄せていただいております第3回地域共生社会の在り方検討会議につきましては、今月下旬頃に開催を予定しておりまして、次のテーマは、成年後見制度関係の論点について有識者等からのヒアリングが実施される予定となっております。詳細につきましては、また追って事務局から皆様に御連絡を差し上げたいと思っております。

以上です。

○菊池委員長

それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。本日は以上とさせていただきます。御苦勞さまでした。